



京丹後市 KyotangoCity Society of Commerce & Industry

商工会だより

2023
7月号
Vol.188



【京丹後市商工会】〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 ■TEL:0772-62-0342 ■FAX:0772-62-3553 ■URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●大宮支所 / TEL : 68-0038 ●網野支所 / TEL : 72-1863 ●丹後支所 / TEL : 75-2222 ●久美浜支所 / TEL : 82-0155 ●弥栄支所 / TEL : 65-3137 (火・金のみ)

中小企業知恵の経営ステップアップ事業 二次募集

厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」の二次募集を実施します。中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和5年度に実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

対象者 京丹後市内に事業所(団体)等を有する中小企業等及び商店街団体

受付期間・事業実施期間・補助対象事業等

中小企業応援隊の伴走支援により、中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組等

- ＜例示＞◆経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
- ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
- ◆サイバーセキュリティ対策に関する経費
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの



受付期間 : (開始) 令和5年7月26日(水) (終了) 令和5年8月25日(金)

事業実施期間 : (開始) 令和5年4月1日(土) (終了) 令和6年1月31日(水)

実績報告書提出期間 : 事業終了から14日以内(最終: 令和6年2月2日(金))

対象外 ・当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

補助率・補助上限 ※別途専門家派遣も可能

項目	対象	補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等 小規模企業※	3分の2	200,000円
	中小企業(小規模企業除く)※	2分の1	300,000円
	中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
	商店街団体	3分の2	200,000円
(2) 起業支援型	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円

その他 中小企業等、商店街団体等の範囲、補助対象の具体例の詳細はHP等でご確認ください。

提出先 中小企業応援隊員を経由して京丹後市商工会へ提出

＜お問合せ先＞京丹後市商工会 本所または最寄りの支所まで

令和5年度 京丹後市商工会 織物関連業小規模生産基盤整備事業費補助金

京丹後市と京丹後市商工会では、織物業の振興と発展を図るため織物業の生産基盤整備に係る取り組みに対して、必要な経費の一部を補助し支援します。

対象企業 次の①及び②いずれにも該当する方
①京丹後市内に事業所を有する個人事業者または法人事業者で、事業(取組み)の実施場所が京丹後市内であること
②織物業・染色業・生計業・絞工業・精練整理加工業

補助事業の対象 織物業及びその関連産業の事業者が小規模な基盤整備のために市内で行う生産設備の新設、更新、改良事業

対象経費 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費等 ※消費税は対象外
※補助対象経費の合計が3万円未満又は30万円以上の場合は、対象となりません。

補助率等 【補助金額】補助対象経費の3分の1以内の額(千円未満切り捨て)【上限10万円】
※但し、同じ事業(取組み)で国や府、市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は、対象外となります。

交付申請 交付申請の際は、商工会職員に相談のうえ、次の書類をご準備ください。
・交付申請書
・事業収支予算書(別紙2) ・見積書の写し(令和5年7月10日発行以降のもの)
・営業実態証明書(商工会員以外の方)

対象事業期間 令和5年7月10日～令和6年1月31日
までに実施される事業が対象

申請受付期限 令和5年8月10日(木)まで

＜補助金の交付＞▶交付事業者には、補助金額を決定し通知します。※補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は申請額を下回る場合あり。※交付申請書の提出があっても、申請内容によっては不交付となる場合があります。▶補助金の支払いは、事業(取組み)終了後の清算払いとなります。

＜実績報告＞▶補助事業終了後、30日以内又は、令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに、実績報告書、事業結果報告書、事業収支決算書、補助金請求書を提出すること。▶事業完了を証明する写真及び、金融機関への振込依頼書の写しもしくは、通帳の該当欄の写し等振込にて清算したことがわかる資料の添付が必要です。

＜事業の変更・中止等＞▶事業の途中で導入する小規模設備の変更または事業を中止する場合は「変更(中止)承認申請書」を提出し、事前に承認を受ける必要があります。事業経費を変更する場合は、変更後の見積書の写しも添付してください。なお、対象事業費が増えても、補助金の増額は認められません。

＜その他＞▶交付決定前に完了した事業(取組み)や終了した事業(取組み)は補助対象外です。▶必要に応じて補助対象事業の遂行や収支の状況について報告を求めたり、本会職員及び京丹後市職員による現地調査を行う場合があります。▶京丹後市商工会員事業所以外の方は「営業実態証明書」の添付が必要です。「営業実態証明書」の発行には1,500円の発行証明手数料が必要です。▶補助金を目的外に使用した場合には、交付決定の取り消し、補助金の返還を求められることがあります。

＜お申込み・お問合せ先＞京丹後市商工会 本所 ☎0772-62-0342
大宮支所☎0772-68-0038/網野支所☎0772-72-1863/丹後支所☎0772-75-2222
弥栄支所☎0772-65-3137/久美浜支所☎0772-82-0155

京丹後市エネルギー価格高騰対策支援給付金

エネルギー価格の高騰が続く中、市内事業者等の負担軽減と経営の安定化を図るため、原油価格高騰の激変緩和措置として給付金を支給します。

申請受付開始
令和5年
8月1日(火)
から

給付対象者 市内事業者(市内に事務所、店舗、工場その他の事業所を有し事業活動を行う個人並びに法人)又は市内農林漁業者等

給付対象事業 (1) 事業所光熱費対策事業
(2) 運輸車両等燃料費対策事業

給付金対象経費 令和5年4月から令和6年1月までに支払った、事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油(以下、光熱費という。)とする。ただし、「(2) 運輸車両等燃料費対策事業」の対象経費とした燃料費(ガソリン・軽油)は、「(1) 事業所光熱費対策事業」の対象経費とすることはできない。

(1) 事業所光熱費対策事業
対象期間に支払った光熱費のうち任意の3カ月分の合計×10%(千円未満切捨)
※1施設あたり限度額:【個人事業主等】10万円【法人等】30万円

(2) 運輸車両等燃料費対策事業
車両の種別毎に次の①と②を比較して小さい方の額の総額(千円未満切捨)

①

$$\frac{\text{対象期間に支払った事業用車両の運行に要した燃料費の合計} \times 10\%}{\text{対象事業用車両台数}}$$

＜※事業用車両の範囲＞

区分	対象車両(リース含む)
トラック・運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両(緑・黒ナンバー)
貸切バス事業	登録車両(随伴用車両)
タクシー・介護タクシー事業	登録車両(随伴用車両)
自動車運送代行業	登録車両(随伴用車両)
社会福祉事業	社会福祉事業に供する車両

②車両の種別に応じて車両1台あたりの限度額

区分	限度額	代表的な自動車
普通自動車	30,000円	バス、大型トラック、大型乗用車
小型自動車	25,000円	小型トラック、小型乗用車
軽自動車	5,000円	軽トラック、軽自動車

※道路運送車両法施行規則第2条に定める種別による

【例】トラック3台、軽自動車2台の事業用車両を所有し、燃料費を120万円支払っている場合
1,200,000円×10%÷5台=24,000円……①

種別	普通車1	普通車2	普通車3	軽自動車1	軽自動車2	給付額
①	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	82,000円
②	30,000円	30,000円	30,000円	5,000円	5,000円	給付額=①と②を比較して小さい方の総額

申請方法 京丹後市HP又は担当課及び市民局窓口より申請書を取得し、必要書類を添えて申請してください。

＜申請・お問合せ先＞京丹後市各担当課 【農業】農業振興課 TEL.69-0410
【福祉施設】長寿福祉課 TEL.69-0330 【林業】農林整備課 TEL.69-0430
【その他】商工振興課 TEL.69-0440 【水産業】海業水産課 TEL.69-0460

京丹後市機械金属業物価高騰対策支援給付金

資材の高騰が続く中、厳しい経営状況を強いられている市内の機械金属業に対し、製造工程で必要となる工具類等の購入に係る費用の一部を支援します。

給付対象者 次の要件をすべて満たす事業者

- 京丹後市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人。
- 統計法(平成19年法律第53号)の規定に基づき定められた日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類E-製造業のうち次の中分類に属するいずれかの事業を行う者。

中分類18-プラスチック製品製造業	中分類22-鉄鋼業
中分類23-非鉄金属製造業	中分類24-金属製品製造業
中分類25-はん用機械器具製造業	中分類26-生産用機械器具製造業
中分類27-業務用機械器具製造業	中分類28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
中分類29-電気機械器具製造業	中分類30-情報通信機械器具製造業
中分類31-輸送用機械器具製造業	



事業対象期間 令和5年4月1日(土)～令和5年12月31日(日)

※領収書は事業対象期間の日付のもの(期間内に購入したもの)に限ります。

対象経費 製造工程で必要となる工具類等の購入に係る費用(※消費税は対象経費から除く)
(1) 切削加工工具 (6) 移動、保管器具
(2) 工作機周辺機器 (7) エアー周辺機器
(3) 測定工具 (8) 溶接器具
(4) 作業工具 (9) 金属加工油剤
(5) 研削、切断工具

※対象となる工具類等については募集要項をご確認いただくか、下記までお問い合わせください

給付額等 補助率: 対象経費の3分の2以内(千円未満切捨)
上限額: 1事業所あたり限度額50万円

申請方法 ○給付金支給申請書(様式あり)○対象経費の領収書の写し
○直近の確定申告書(所得税・法人税)又は市府民税申告書の写し
○通帳の写し

＜提出・お問合せ先＞京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
〒629-3101 京丹後市網野町網野385-1 5・ぽーと2F TEL.0772-69-0440

申請受付開始
令和5年
8月1日(火)
から

創業ゼミ2023 受講生募集

創業を目指す方や経営について学びたい方などを対象に、次のとおり講座を開催します。

京丹後会場 9/1~10/13の毎週金曜日 開催時間 19:00~(全7回)
京丹後市商工会 本所
 (京丹後市峰山町杉谷836-1)

与謝野会場 10/24~12/5の毎週火曜日 開催時間 19:00~(全7回)
与謝野町商工会 岩滝支所
 (与謝野町岩滝1822)

講師 岩橋マネジメントサービス 代表・中小企業診断士 岩橋 亮氏

費用 3,000円(テキスト代)(実践編受講者のみ)

対象者 創業を目指す方、創業後間もない方、事業承継予定者、事業承継後間もない方。その他創業に関心のある方や経営について学びたい方など。

申込方法 8月上旬の折込チラシ、商工会本支所窓口、商工会HPの申込書に必要事項をご記入の上、持参・郵送・FAXにてお申し込みください。申込締切後に開講案内を郵送します。

申込締切 京丹後会場 **8月18日(金)** 与謝野会場 **10月10日(火)**

主催 丹後地域ビジネスサポートセンター

講座	開催日・時間		テーマ	内容
	京丹後会場	与謝野会場		
入門編 第1講座	9月1日(金) 19:00~20:30	10月24日(火) 19:00~20:30	創業入門	●創業はじめの一歩 ●質疑応答
実践編 第2講座	9月8日(金) 19:00~21:30	10月31日(火) 19:00~21:30	経営	●創業の心構えと創業動機 ●創業計画書とは●創業時の自己分析 ●懇親会(交流会)※参加任意
実践編 第3講座	9月15日(金) 19:00~21:30	11月7日(火) 19:00~21:30	マーケティング①	●市場、顧客の分析 ●事業コンセプト ●ビジネスプラン
実践編 第4講座	9月22日(金) 19:00~21:30	11月14日(火) 19:00~21:30	マーケティング②	●セールスポイント ●新規顧客の集め方 ●顧客をリピーターにする方法
実践編 第5講座	9月29日(金) 19:00~21:30	11月21日(火) 19:00~21:30	マーケティング③ 労務	●インターネット集客 ●人を採用する ●人を育てる
実践編 第6講座	10月6日(金) 19:00~21:30	11月28日(火) 19:00~21:30	財務	●収支計画の立て方 ●資金繰りの基本 ●創業時の経理事務と税金
実践編 第7講座	10月13日(金) 19:00~21:30	12月5日(火) 19:00~21:30	創業計画書の磨き上げ 創業支援施策	●創業融資について※金融機関、保証協会 ●課題とスケジュール●創業計画書の磨き上げ ●懇親会(交流会)※参加任意

<お申込み・お問合せ先>京丹後市商工会 本所 経営支援課 TEL.0772-62-0342

太陽光発電設備の設置や既存住宅の断熱改修等に 補助金をご活用いただけます

京丹後市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、脱炭素社会を実現するために、所有する建物等において太陽光発電設備の設置や、既存住宅の断熱改修等を検討されている方へ補助金を交付します。この補助金は、国の交付金事業(環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」)等を活用して行うものです。ぜひご活用ください。

対象者 市民及び市内の事業者
実績報告提出期限 令和6年2月16日(金)
補助金制度の内容

補助対象事業	補助金額
①太陽光発電設備の設置(自家消費型)	個人:7万円/kW 法人:5万円/kW ※いずれも50kW未満の発電出力であること。 補助対象経費の1/3以内の額
②蓄電池	上限:次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 家庭用:15万5千円、業務用:19万円 ※①の太陽光発電設備の付帯設備に限る。
③太陽光発電設備・蓄電池の同時設置(専用住宅・余剰売電可)	以下の合計額 市補助(太陽光):1万円/kW(上限10万円) 府補助(太陽光):1万円/kW(上限4万円) 府補助(蓄電池):1.5万円/kWh(上限9万円)
④電気自動車等・充放電設備の導入	電気自動車等の導入 蓄電容量の1/2の容量に4万円/kWhを乗じて得た額 ※再エネ発電設備と接続した使用に限る。 充放電設備・充電設備:補助対象経費の1/2以内の額 外部給電器:補助対象経費の1/3以内の額
⑤木質バイオマス熱利用設備の設置	補助対象経費の2/3以内の額 ※木質ボイラー、薪ストーブ等。
⑥既存住宅の断熱改修	補助対象経費の1/3以内の額 上限:戸建住宅 120万円(1戸当たり) 集合住宅 15万円(1戸ごと)

<その他>補助金の申請には、設備等の要件等を満たす必要があります。詳しくは、申請のご案内(<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/shiminkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/18424.html>)をご確認ください。

<申請・お問合せ先>京丹後市役所ゼロカーボン推進室 TEL0772-69-0240

令和6年
1月26日
(金)
まで受付

経営発達支援計画 令和5年度 伴走型小規模事業支援推進事業

地域経済動向調査『D.I』報告

	5月	6月	前月比	前年同月値	5月	6月	前月比	前年同月値
業種	産業全体				織物業			
売上高	7.0	10.0	3.0	26.0	7.1	▲14.3	-21.4	35.7
採算	▲28.0	▲13.0	15.0	▲18.0	▲42.9	▲21.4	21.5	0.0
資金繰り	▲9.0	▲1.0	8.0	▲9.0	▲7.1	▲14.3	-7.2	▲21.4
業況	▲5.0	▲1.0	4.0	▲11.0	▲28.6	▲7.1	21.5	▲7.1
業種	機械金属				工業			
売上高	35.7	35.7	0.0	14.3	0.0	▲21.4	-21.4	14.3
採算	▲35.7	▲14.3	21.4	▲28.6	▲35.7	▲21.4	14.3	0.0
資金繰り	0.0	7.1	7.1	▲14.3	0.0	7.1	7.1	7.1
業況	14.3	▲14.3	-28.6	0.0	▲28.6	▲14.3	14.3	▲28.6
業種	建設業				商業			
売上高	▲33.3	▲6.7	26.6	6.7	▲50.0	▲7.1	42.9	▲35.7
採算	▲13.3	6.7	20.0	▲13.3	▲42.9	▲14.3	28.6	▲64.3
資金繰り	0.0	13.3	13.3	0.0	▲21.4	▲14.3	7.1	▲21.4
業況	0.0	13.3	13.3	6.7	▲57.1	▲28.6	28.5	▲85.7
業種	観光業				サービス業			
売上高	50.0	42.9	-7.1	71.4	40.0	40.0	0.0	73.3
採算	7.1	0.0	-7.1	0.0	▲33.3	▲26.7	6.6	▲20.0
資金繰り	▲14.3	0.0	14.3	7.1	▲20.0	▲6.7	13.3	▲20.0
業況	14.3	21.4	7.1	28.6	46.7	20.0	-26.7	6.7

◎市内事業所(約100社程度)を、ヒアリングした景気動向結果を指標化し、「D.I」値としています。

峰山税務署からのお知らせ

税務署における内部事務の効率化・高度化を図るため、確定申告書、各種届出書等書面により提出する場合は、下記センターへ直接郵送のご協力をお願いします。

<郵送先>
〒661-8521
尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室 宛

従来どおり 所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
 - 現金による国税納付
 - 面接による相談等の窓口対応(事前予約が必要です。)
- <お問合せ先>峰山税務署
TEL.0772-62-0460(代表)
※音声案内で「2」を選択

女性部だよ!

女性部員募集中

私達と共に、女性部の活動に参加しませんか?
 商工会女性部事務局 TEL:62-0342

海岸清掃活動

6/24(土) 立岩周辺にて、丹後支部5名が参加し地域の方達と一緒に清掃活動に励み良い汗をかきました。

6/25(日) 箱石海岸で実施された京丹後市ビーチ一斉クリーン作戦に参加協力しました。

海岸清掃活動は、環境保護や観光地としての魅力を高める地域貢献の重要な活動なので女性部として今後も微力ながら協力していく予定です。

きぬの果:(京丹後市商工会女性部企画商品)
 京丹後の果物とシルクパウダーが入ったゼリー(ぶどう・桃・シルクヨーグルト)。
 戸田風月堂様 (☎62-0790)にて販売中

京都府最大部員数

青年部通信

<https://www.kyotango-impulse.jp/>

45歳未満の 若手経営者・後継者募集中!

申込・詳細は京丹後市商工会
 青年部事務局まで!
 TEL.0772-62-0342

青年部主張発表北部ブロック予選大会

大柳潤太さんが優秀賞獲得!

青年部主張発表北部ブロック予選大会が6月29日(木)にアグリセンター大宮にて開催され、京丹後市商工会青年部を代表して、大柳潤太氏(丹後町)山本賢照氏(大宮町)の2名が与謝野町商工会青年部代表1名・伊根町商工会青年部代表1名と京都大会行きの切符を懸けて壇上に向かいました。また、当日は発表者を応援しようと青年部員が集結し30名を越える応援団となりました。発表者は慣れない舞台での緊張やプレッシャーを感じながら、青年部事業に携わって得た経験や、それによって自身の事業に生かした経験を各々の視点で発表されました。結果、大柳潤太氏が見事優秀賞を獲得しました。山本賢照氏は惜しくも届きませんでした。素晴らしい発表で、会場に来た部員の心に響く内容でした。大柳氏においては、京丹後市代表として8月2日の主張発表京都大会(グランヴィアホテル京都)に出場されます。



大柳潤太氏



山本賢照氏